令和8年度 幼児教育・保育無償化のご案内 (認可外保育施設等利用者向け)

令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」が始まりました。認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

この案内では、葉山町にお住まいで認可外保育施設等を利用する方向けに、認定申請に関する手続き や必要書類等について記載しています。保育の必要性の認定を受けていない場合は、内容をご確認いた だき、必要な手続きをおこなってください。

企業主導型保育施設を利用されている方は、手続き方法等が異なります。施設へ直接ご確認ください。

1 制度概要

(1) 対象施設

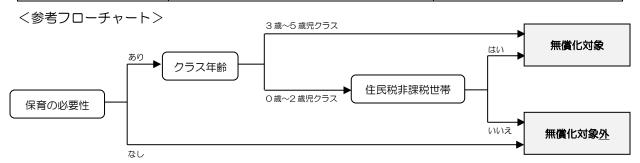
この案内の「認可外保育施設等」とは、幼児教育・保育の無償化の対象施設として、施設が所在する市 区町村による確認を受けた次の施設です。

認可外保育施設	都道府県に届出を行い、国が定める基準を満たしている必要があります。		
が リント 木 月 ルビュス (ベビーシッター、窓可外の事業所内保育所等を含む)	ただし、基準を満たしていない場合でも、経過措置として5年間は無償化		
(ハレーンックー、脳切かの手来が内体情ができるひ)	の対象となります。		
一時預かり事業	都道府県に児童福祉法に基づく一時預かり事業の届出がなされている必要		
一吋預がり事業	があります。		
病児保育事業	都道府県に児童福祉法に基づく病児保育事業の届出がなされている必要が		
松九休日争未	あります。		
ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉法に基づく子育て援助活動支援事業のうち、市区町村が実施する		
(子育て援助活動支援事業)	ものが対象となります。		

(2) 対象者

無償化の対象となるのは認可外保育施設等を利用する次の児童です。

クラス年齢	生年月日			無償化の対象要件
3歳~5歳児クラス	令和2年4月2日	~	令和5年4月1日	・保育の必要性がある
○歳~2歳児クラス	令和5年4月2日	~		保育の必要性がある かつ住民税非課税世帯である



(3) 手続きの流れ

認定を受けることで、認可外保育施設等の利用料(以下、「施設等利用費」という。)につい て、無償化の給付を受けることができます。

利用申込





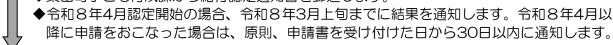
■ ◆認可外保育施設等と利用契約を結びます。

認定申請(P3、4)

- ◆認定申請書に必要事項を記入の上、葉山町子ども育成課に提出してください。
- ◆提出していただいた書類の内容に不明な点等がある場合は、電話等で内容を確認すること があります。連絡先は必ず記入してください。
- ◆認定申請中に住所が変更になった場合は、葉山町子ども育成課に連絡してください。

認定通知書の交付





利用開始



◆認可外保育施設等へ利用料を支払います。

領収証兼提供証明書の発行



◆認可外保育施設等へ「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」の発行を 依頼し、受け取ります。

施設等利用費の給付申請(P5)



◆施設等利用費申請書に必要事項を記入のうえ、葉山町子ども育成課に提出してください。

施設等利用費の給付

◆指定された□座に施設等利用費を振り込みます。

(4) 対象経費

無償化の対象となる費用は基本保育料のみです。延長保育料や食材料費、日用品費、行事参加 費、送迎費等は対象となりません。

クラス年齢	ひと月あたりの上限額
3歳~5歳児クラス	37,000円
O歳~2歳児クラス(住民税非課税世帯)	42,000円

認可外保育施設と一時預かり事業の併用等、複数の施設・事業所を利用する場合も、上記の額が 上限額となります。また、認定の開始・終了日が月途中の場合や、月途中に転入・転出があった場 合は、上限額は日割り計算となります。

月途中に認定開始又は転入した場合	上限額	×	認定開始(転入)日以降のその月の日数	÷	その月の日数
月途中に認定終了又は転出した場合	上限額	×	認定終了(転出)日までのその月の日数	÷	その月の日数

2 認定申請について

<u>認定申請は原則、遡っておこなうことができません</u>。対象施設の利用を開始した日(事実発生日)以降に申請があった場合は、申請日(申請を受け付けた日)以降の認定となります。無償化の対象とならない期間が生じますので、ご注意ください。

(1) 申請する認定区分

認可外保育施設等を利用する方は、施設等利用給付認定第2号又は第3号の認定となり、クラス年齢により申請する認定区分が異なります。

クラス年齢	申請する認定区分
3歳~5歳児クラス	施設等利用給付認定第2号
O歳~2歳児クラス(住民税非課税世帯)	施設等利用給付認定第3号

(2) 申請に必要な書類と提出締切日

下表の書類を揃え、<u>原則、利用開始日の前月末日までに</u>、葉山町子ども育成課(役場1階7番窓口)に提出してください。

<施設等利用給付認定第2号 • 第3号共通>

必要書類	注意点
口子育てのための施設等利用給付認定申請書	申請児童保護者及び同居者の欄は、児童と同居するすべての方※2につい
(法第30条の4第2号・第3号) *1	て記入してください。
ロマイナンバー(個人番号)確認書類 ^{※3 ※4}	下記<参考>を確認いただき、窓口に来る方のものを用意してください。 原本の提示によりその場で本人確認等をおこないますので、写しを
□本人確認書類※4	用意していただく必要はありません。
口保育を必要とすることを証明する書類	4 ページをご確認の上、用意してください。 保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。

- ※1 記入例は葉山町ホームページに掲載しています。不明な点がある場合はご参照ください。
- ※1 【 ホーム ▶ 子育て・教育 ▶ 入園・入学・教育 ▶ 幼児教育・保育の無償化 ▶ 認可外保育施設等の無償化 】
- ※2 住民票が別であっても、記入が必要です。また、保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してくださ
- い。ただし、離婚前提の別居、DV 等の理由で同居されていない場合は記入不要です。
- ※3 認定申請書の「葉山町が職権で確認することへの同意欄」にチェックいただければ用意は不要です。
- ※4 郵送で申請する場合は、認定申請書に記載した申請者のものの写しを添付してください。

<参考>マイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類について

マイナンバー(個人番	マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し、
号)確認書類	住民票記載事項証明書
本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等

上記のほか、世帯の状況により必要な書類が生じた場合には個別に連絡します。

(4) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者の状況	保育を必要とする	認定できる期間		
就労	口就労(雇用内定)証明書 ^{※1}		・小学校就学前まで	
(月 64 時間以上就労をしている場合に限る)				
妊娠•出産	口母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)		産前産後8週間 (出産予定日の8週前の日が 属する月の初日から、産後8週 にあたる日が属する月の末日 まで)	
保護者が病気、ケガのとき	口診断書 (保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの)			
保護者に障害があるとき	□障害者手帳等のコピー			
同居又は長期入院している親族 の介護又は看護	□介護・看護状況申告書 ^{※1} □介護等が必要であることを証明する書類 (診断書、介護保険証の写し等)		必要がなくなるまで	
災害復旧	口り災証明書			
求職活動	_		3 か月以内**2	
就学	□学生証又は在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)□時間割がわかる資料		卒業又は修了まで	
育児休業取得時にすでに預かり 保育を利用している子どもがい て利用を継続するとき (在園中の保護者のみ)	口就労(雇用内定)証明書 ^{※1} (育児休業取得期間の記載が必要)		育児休業該当児童が 1 歳になるまで。ただし、認可保育所等に入所できなかった場合は 2歳まで。	
その他、上記に類する状況 として認められる場合	必要に応じて提出して	必要がなくなるまで		

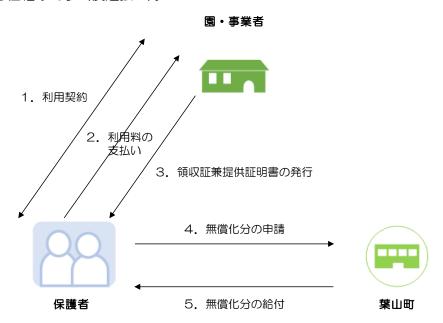
^{※1} 葉山町ホームページからダウンロードすることができます。

^{※2} 求職活動の方は認定期間が3か月間となり、認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を提出せずに認定期間を 満了した場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなるため、無償化の対象外となります。また、再度求職活動を理由に認定 を受けることはできません。

3 施設等利用費の給付申請について

(1) 給付の流れ

認可外保育施設等の利用料を園・事業者に直接支払った後、葉山町へ申請していただき、後日葉山町から給付する仕組みです(償還払い)。



(2) 申請方法

以下の①及び②の書類を葉山町子ども育成課(役場1階7番窓口)に提出してください。

<共通>		
利用者が記入 ①	施設等利用費申請書(償還払い用)*1	
	+	

<認可外保育施設・一時預かり等の場合>

施設が発行 ② 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書※2

<ファミリーサポートセンターの場合>

施設が発行 ② 活動報告書(複写式) ※2

- ※1 葉山町ホームページからダウンロードすることができます。
- ※2 複数の施設を利用している場合は、それぞれの施設分添付が必要になります。また、町外の施設を利用した場合は、その自治体の定める書式で申請が可能です。

注意事項

認定期間(4ページの(4)を参照)が切れている場合は、無償化の対象外となるため、申請をいただいても給付することができません。引き続き無償化の認定を受けるには、手続きが必要です。保育を必要とする理由が変更になった(退職した等)ときは、速やかに葉山町子ども育成課で手続きをしてください。

(3) 申請受付期間と振込予定日

申請の受付は年に 4 回おこないます。受付期間中にそれまでに支払った利用分をまとめて申請してください。最大 2 年分(時効成立前に限る)*をまとめて申請することができます。特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書や活動報告書等は各月分のものが必要です。

※ 利用月の翌月1日から起算して2年間で時効成立となります。

利用月	受付期間	振込予定日
令和8年4月~令和8年6月	令和8年7月中	令和8年8月末日
令和8年7月~令和8年9月	令和8年10月中	令和8年11月末日
令和8年10月~令和8年12月	令和9年1月中	令和9年2月末日
令和9年1月~令和9年3月	<u>令和9年4月10日</u>	令和9年5月末日

4 変更があるときの届出について

次の場合は、原則として事由発生日の前月末までに葉山町子ども育成課へ届出をしてください。

変更内容等	必要書類
葉山町外に転出する	口認定取消届
世帯状況の変更 (葉山町内の転居、世帯構成の変更(同居人の増減)、 認定保護者の変更等	口認定変更申請書 兼 申請内容変更届
その他家庭の状況に変更がある	口変更内容がわかる資料 (詳しくはお問い合わせください)
非課税世帯ではなくなった (O歳~2歳児クラスのみ)	口認定取消届
退職する (求職中になるとき)	□認定変更申請書 兼 申請内容変更届
就労状況が変更になる (勤務時間の変更、転職等)	- 口認定変更申請書 兼 申請内容変更届
就職する (求職活動ですでに認定されているとき)	口就労(雇用内定)証明書
育児休業から復職する	(育児休業に関わるときは、育児休業取得期間の記載が必要です)
育児休業に入る (認定中の児童の利用を継続するとき)	
産前産後休業に入る	□認定変更申請書 兼 申請内容変更届 □母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ)
その他保育を必要とする理由に変更がある	口認定変更申請書 兼 申請内容変更届 口変更となることがわかる書類 (詳しくはお問い合わせください)

[※] 保育の必要性は、認定の根拠となる重要な要素です。認定有効期間内でも保育の必要性がなくなっていると、無償化の対象 外となります。

連絡・問合せ先 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係 〒240-0192 葉山町堀内 2135番地 電話: 046-876-1111

[※] 認定有効期間が切れた後も引き続き保育の必要性がある場合は、有効期間内に変更申請をしてください。